

学校体育施設利用者の皆様へ

富士市市民部スポーツ振興課

電話 0545-55-2722

学校体育施設利用条件の継続について（1月13日～）

学校体育施設の利用条件につきましては、11月29日付け文書にてお知らせしておりましたが、学校教育課との協議の結果、1月13日以降も引き続き現在の利用条件を継続することになりました。

今後の利用につきましても、徹底した感染症対策を講じた上でご利用いただき、利用後の施設や備品等については消毒を徹底していただきますよう、改めてお願い申し上げます。

なお、次回の変更は2月上旬を予定しておりますが、オミクロン株による急激な感染拡大を考慮し、変更時期を前倒しする可能性もあります。

学校体育施設利用条件

1. 「感染防止対策チェックリスト」に記入し、日報と一緒に提出をしてください。
2. 利用代表者は利用者を名簿等で日ごとに把握し、万が一の際、情報提供ができるようにしてください。（連絡先の提供を求めることもあります）
3. 利用代表者は体温の測定並びに症状の有無を事前に確認し、発熱や風邪、嗅覚や味覚障害の症状がある方の利用がないよう徹底してください。
4. 窓を開けて換気を十分行ってください。
5. 活動中は大きな声を出さないでください。
6. 各競技の上部団体（組織）から出されているガイドラインに基づいて活動してください。
7. 県外チームとの交流は禁止とします。
8. 昼食や夕食をはさんだ活動については、十分な感染症対策（黙食や会話時のマスク着用等）を講じた上で行ってください。また、活動時間の短縮にご協力をお願いします。
9. 接触プレーがある競技については、可能な限り接触機会を減らすよう練習内容に配慮をしてください。
10. 活動の開始前や終了後は、必ず手を洗うようにしてください。
11. 指導者・活動者とも運動中以外はマスク（不織布が望ましい）の着用を徹底してください。
12. 活動中に体調不良者が発生した場合、直ちに練習を中止するようにしてください。
13. 活動終了後、手を触れた箇所は消毒液を使用して清掃を行ってください。なお、消毒液は各自（各団体）でご用意いただきますようお願いいたします。
14. 施設使用日から、2週間以内に感染が確認された場合（PCR検査で陽性）、必ず施設管理者に（各学校）に連絡してください。

※施設利用後2週間以内に感染が発覚したにも関わらず、報告がされていない事案が発生しています。万が一感染者が団体内で発覚したにもかかわらず、報告を怠った場合には、団体の利用の制限や禁止をすることもあります。利用団体の皆様におかれましては今一度上記の利用条件を確認していただき、遵守していただきますようお願いいたします。